

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和2年7月20日

松江市東朝日町192番地3

支出負担行為担当官

松江地方法務局長

坂野恵美

1 見積依頼に付する事項

(1) 件名

一般事務用消耗品購入単価契約

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 納入場所

仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和2年8月7日から令和3年3月31日まで

(5) その他

本件は、電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>) 又は紙の見積書の提出の方法により見積合わせ等を行うので、各方式の手続（電子調達システム利用者は、上記ポータル内の「電子調達システム利用規約」、「電子調達システム操作マニュアル」等に定める手続）に従い、見積り等を行うこと。

2 参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成31・32・33（令和1・2・3）年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、D等級以上に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

であるとき。

- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒690-0001 松江市東朝日町192番地3

松江地方法務局会計課（担当 篠田） 電話 0852-32-4211 FAX 0852-32-2735

4 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和2年7月20日（月）から令和2年7月31日（金）までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 配布場所

前記3又は電子調達システム

5 事前提出書類並びにその提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

ア 見積書

仕様書記載の参考規格以外の物品で参加する場合は、本仕様書に掲げる規格要件を満たしていることが確認できるメーカー作成のカタログ等を添付すること（メーカー等適宜の方法により該当部分を明示すること。）

イ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し

ウ 契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者でない者であることを証明する「誓約書（役員名簿添付）」

「誓約書（役員名簿添付）」の様式は、仕様書等とともに配布する。

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子調達システムにより提出するものとする。

(3) 提出期限

令和2年8月6日（木）午後5時15分まで（必着）

郵送方法は、書留郵便に限ることとする。

(4) 提出場所

前記3又は電子調達システム

6 見積合わせの日時

令和2年8月7日(金)午前10時00分(非公開)

7 見積書の記載金額

契約相手方の決定に当たっては、税抜金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に100分の10に相当する額を加算した金額を見積書に記載すること

8 契約の相手方の決定方法

予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

9 契約保証金の納付

免除

10 質疑応答

(1) 提出方法

適宜の様式による質問書を持参又はFAXにより提出すること。(FAXにより提出した場合、質問者の責任において、必ず受信確認を行うこと。)

(2) 提出期限

令和2年8月3日(月)午後5時15分まで

(3) 提出場所

前記3のとおり

(4) 回答予定日等

質疑に対する回答は、令和2年8月4日(火)午後5時15分までにFAXにより行う予定である。

11 その他

(1) 都合により見積合わせを取りやめることがある。

(2) 契約書作成の要否については、契約担当官の指示に従うこと。

(3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 詳細は、松江地方法務局オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領及び仕様書による。

以上